

熊本市税条例等の一部改正について

熊本市税条例等の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市税条例等の一部を改正する条例

(熊本市税条例の一部改正)

第1条 熊本市税条例（昭和25年告示第89号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第32条の7第1項」を「）、第32条の7第1項」に、「第129条第1項」を「第129条第3項」に、「及び第2号」を「、第2号及び第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え、同条第2号中「第32条の7第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）、」を削り、同条第3号中「第32条の7第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、」を削り、同条に次の2号を加える。

(5) 第32条の7第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第32条の7第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

第32条の2第1項中「規定によって」を「規定により」に、「においては」を「には」に、「第27条の7」を「第27条の7第1号ただし書若しくは第2号」に、「次項」を「この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第2項中「次

項」の次に「及び第４項」を加え、同条第３項中「所得の」を「所得税の」に、「変更し」を「変更し、」に、「から第１項」を「から同項」に改め、「発せられた」の次に「日までの」を加え、同条に次の１項を加える。

４ 第２項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第１項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。）については、次に掲げる期間（令第４８条の９の９第４項各号に掲げる市民税にあっては、第１号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

（１） 第３０条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

（２） 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して１年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第３２条の７第３項及び第４項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条第６項を同条第７項とし、同条第５項を同条第６項とし、同条第４項の次に次の１項を加える。

５ 第３項の場合において、法第３２１条の８第２２項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第１項、第２項、第４項又は第１９項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、

当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

第32条の9第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあっては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

- 4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により

納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

第40条の2中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）」に改める。

第40条の5中「若しくは第12号」を「、第12号若しくは第16号」に改める。

附則第6条を次のように改める。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第27条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

附則第10条の2第4項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第7号」に改め、同条第7項を同条第12項とし、同条第6項を同条第11項とし、同条第5項を同条第10項とし、同条第4項の次に次の5項を加える。

- 5 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 6 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 7 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 8 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 9 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第10条の3第8項第5号中「費用」の次に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

附則第18条の4の2第1項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第1号中「附則第18条の4の2第1項」を「附則第18条の4の3第1項」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第18条の4の2第1項」を「附則第18条の4の3第1項」に改め、同項第3号中「附則第18条の4の2第1項」を「附則第18条の4の3第1項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」を「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」に改め、同項第4号中「附則第18条の4の2第1項」を「附則第18条の4の3第1項」に改め、同条第3項中「第25条の2及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第5項第1号中「附則第18条の4の2第3項」を「附則第18条の4の3第3項後段」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第18条の4の2第3項」を「附則第18条の4の3第3項後段」に改め、「、第27条の6の2第1項中「第25条の2第4項」とあるのは「附則第18条の4の2第4項」と」を削り、同項第3号中「附則第18条の4の

2第3項」を「附則第18条の4の3第3項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第4号中「附則第18条の4の2第3項」を「附則第18条の4の3第3項後段」に改め、同条第6項中「附則第18条の4の2第3項」を「附則第18条の4の3第3項前段」に改め、同条を附則第18条の4の3とし、附則第18条の4の次に次の1条を加える。

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第18条の4の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第25条の2及び第27条の2の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第27条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第27条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第18条の4の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。
- (2) 第27条の5から第27条の6まで、第27条の6の2第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第27条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の4の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の5の2第1項前段、第27条の6、第27条の6の2第1項並びに附則第7

条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の4の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の5の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の4の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第27条の7の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第18条の4の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の4の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の4の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第25条の2第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第27条の2の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4

項（外国居住者等所得相互免除法第 12 条第 6 項及び第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第 5 項第 1 号の規定により読み替えられた第 27 条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に 100 分の 3 の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の第 28 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第 28 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

5 第 3 項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第 27 条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第 18 条の 4 の 2 第 3 項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

(2) 第 27 条の 5 から第 27 条の 6 まで、第 27 条の 6 の 2 第 1 項並びに附則第 7 条第 1 項、第 7 条の 3 第 1 項及び第 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、第 27 条の 5 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 18 条の 4 の 2 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第 27 条の 5 の 2 第 1 項前段、第 27 条の 6、第 27 条の 6 の 2 第 1 項並びに附則第 7 条第 1 項、第 7 条の 3 第 1 項及び第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 18 条の 4 の 2 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第 27 条の 5 の 2 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 18 条の 4 の 2 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第 27 条の 7 の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 18 条の 4 の 2 第 3 項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若し



くは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和３７年法律第１４４号）第７条第１４項（同法第１１条第１０項及び第１５条第１６項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

- (4) 附則第５条の規定の適用については、同条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第１８条の４の２第３項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第２項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第１８条の４の２第３項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

（熊本市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第２条 熊本市税条例等の一部を改正する条例（平成２７年条例第７８号）の一部を次のように改正する。

附則第６条第３項の表第８０条第１項の項中「第１条の規定」を削り、同条第７項中「、新条例」を「、熊本市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表第１４条第３号の項中「第３２条の７第１項の申告書（法第３２１条の８第２２項及び第２３項の申告書を除く。）、」を削り、同表第８２条の２の項中「第８２条の２」を「第８２条の２第１項」に改め、同条第１０項の表第７項の表第８２条の２の項の項、同条第１２項の表第７項の表第８２条の２の項の項及び同条第１４項の表第７項の表第８２条の２の項の項中「第８２条の２」を「第８２条の２第１項」に改める。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第１条中熊本市税条例第１４条、第３２条の２、第３２条の７及び第３２条の９の改正規定並びに同条例附則第１８条の４の２の改正規定及び同条を附則第１８条の４の３とし、附則第１８条の４の次に１条を加える改正規定並びに第２条中熊本市税条例等の一部を改正する条例附則第６条第７項の改正規定

（「、新条例」を「、熊本市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部分及び同項の表第１４条第３号の項中「第３２条の７第１項の申告書（法第３２１条の８第２２項及び第２３項の申告書を除く。）、」を削る部分に限る。）並びに次条第１項、第３項及び第４項の規定 平成２９年１月１日

(2) 第１条中熊本市税条例附則第６条の改正規定及び次条第２項の規定 平成３０年１月１日

（市民税に関する経過措置）

第２条 第１条の規定による改正後の熊本市税条例（以下「新条例」という。）第３２条の２第４項の規定は、前条第１号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第３２条の２第２項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。

2 新条例附則第６条の規定は、平成３０年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

3 新条例附則第１８条の４の２の規定は、前条第１号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和３７年法律第１４４号）第８条第２項に規定する特例適用利子等、同法第１２条第５項に規定する特例適用利子等若しくは同法第１６条第２項に規定する特例適用利子等又は同法第８条第４項に規定する特例適用配当等、同法第１２条第６項に規定する特例適用配当等若しくは同法第１６条第３項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

4 新条例第３２条の７第５項及び第３２条の９第４項の規定は、前条第１号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第３２条の７第３項又は第３２条の９第２項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第３条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成２８年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成２７年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第１０条の２第５項の規定は、平成２８年４月１日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成２８年法律第１３号）第１条の

規定による改正後の地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「新法」という。）附則第１５条第３３項第１号イに規定する設備に対して課する平成２９年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- ３ 新条例附則第１０条の２第６項の規定は、平成２８年４月１日以後に新たに取得される新法附則第１５条第３３項第１号ロに規定する設備に対して課する平成２９年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- ４ 新条例附則第１０条の２第７項の規定は、平成２８年４月１日以後に新たに取得される新法附則第１５条第３３項第２号イに規定する設備に対して課する平成２９年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- ５ 新条例附則第１０条の２第８項の規定は、平成２８年４月１日以後に新たに取得される新法附則第１５条第３３項第２号ロに規定する設備に対して課する平成２９年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- ６ 新条例附則第１０条の２第９項の規定は、平成２８年４月１日以後に新たに取得される新法附則第１５条第３３項第２号ハに規定する設備に対して課する平成２９年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- ７ 新条例附則第１０条の３第８項第５号の規定は、平成２８年４月１日以後に改修される新法附則第１５条の９第９項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第１０項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成２９年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（提出理由）

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成２８年法律第１３号）の施行等に伴い、再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例を定める等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。